

5. 社会福祉



大和市マスコットキャラクター「かのん」(©1993 YAMATO CITY)

社 会 福 祉 (1)	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 包括的支援体制の推進	144			○	
2. 社会福祉審議会等	144				
(1) 社会福祉審議会	144			○	
(2) 地域福祉施策推進事業	145				
ア. 地域福祉計画の推進	145			○	
イ. 福祉有償運送に対する支援	145			○	
3. 地域福祉推進事業	146				
(1) 「福祉の日」推進事業	146			○	
(2) 社会を明るくする運動	147			○	
(3) 民生委員推薦会	147		○	○	
(4) 民生委員児童委員協議会	148		○	○	
(5) 保護司会	153			○	
(6) 更生保護女性会	153				
4. 福祉団体の育成	153				
(1) 戦没者遺族会	153			○	
5. 戦没者・戦傷病者等の援護	154				
(1) 戦没者・遺族等の援護	154		○	○	
(2) 戦傷病者等の援護	155				
(3) 戦没者追悼式	155			○	○
6. 保健福祉基金	155			○	
7. 災害援助	155				
(1) 災害弔慰金等の支給	155	○	○	○	
(2) 災害見舞金等支給事業	156			○	
8. 日本赤十字社	156				
(1) 赤十字会員増強運動の実施	157				
(2) 災害救護	157				
(3) 赤十字講習会の開催	158				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	社会福祉法	R 6. 4	福 祉 総 務 課
	大和市社会福祉審議会規則	S53. 4	福 祉 総 務 課
	社会福祉法	H12. 6	福 祉 総 務 課
	大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱	H18.11	//
	大和市福祉の推進に関する要領	S51. 5	福 祉 総 務 課
	大和市社会を明るくする運動実施要綱	S53. 4	//
	民生委員法 大和市民生委員推薦会規則	S35. 5	//
	民生委員法 児童福祉法		//
	保護司法	S53. 5	//
			//
	各種援護事業に係わる社会福祉団体事業補助金交付要綱	H 9. 4	福 祉 総 務 課
	戦傷病者戦没者遺族等援護法		福 祉 総 務 課
	//		//
			//
	大和市基金条例 大和市保健福祉基金取扱要領		//
	災害弔慰金等の支給等に関する法律		//
	大和市災害弔慰金の支給等に関する条例	S49. 6	//
	大和市災害見舞金等の支給に関する規則	H26. 4	//
	日本赤十字社法	S50. 6	福 祉 総 務 課
	//	//	//
	//	//	//

社 会 福 祉 (2)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(4) 赤十字奉仕団の育成	158				
(5) 協力団体への助成	158			○	
9. 婦人保護事業	158		○	○	
10. 中国残留邦人等支援事業	159				
(1) 支援給付制度	159	○		○	
(2) 支援・相談員	159	○	○	○	
11. 災害時避難行動要支援者対策事業	160			○	
12. 社会福祉法人認可等事務	161			○	
13. 成年後見制度利用促進事業	161		○	○	
14. こもりびと支援事業	161	○		○	
15. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業	162	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	日本赤十字社法	S50. 6	福 祉 総 務 課
	//	//	//
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	H13.	生 活 援 護 課
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	H20. 4	福 祉 総 務 課
	//	//	//
	災害対策基本法	H19. 4	//
	社会福祉法	H25. 4	//
	老人福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律	H30. 4	//
	生活困窮者自立支援法 大和市こもりびと支援条例	R 1.10	//
	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱	R 5. 6	//

1. 包括的支援体制の推進

複合的な福祉課題を抱える市民への支援体制を充実するため、「包括支援係」を設置した。高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口を「福祉ここから相談窓口」と位置づけ、その窓口で受けた相談が単独の窓口では対応が困難な場合に、関係各課が集まって協議を行う場を設けるなど、関係各課が一体となって支援の方策を検討している。

また、市民や外部支援機関に対する支援者の支援も実施している。

① 相談支援

複合化、複雑化した相談、どこに相談してよいか明確になっていない相談を受け、世帯全体の状況をアセスメントし、適切な支援制度につなげている。

	6	7
相談件数	402	540

② テーブル（関係機関の協議の場）の開催

相談が単独の窓口では対応が困難な場合に、関係各課が集まって協議を行う場（テーブルと呼称）のコーディネートを担当。必要に応じて、訪問し、アセスメントに必要な情報を収集する。

	6	7
テーブル開催回数	339	584

（包括支援係）

2. 社会福祉審議会等

(1) 社会福祉審議会

社会福祉の各種問題について、市長の諮問により審議して、その結果を行政に反映させる。市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等の15名（定数）の委員で構成されている。

諮問事項

諮問期間

保育行政の基本的在り方について	（S53. 8～S56. 3）
精神薄弱者施設入所費用徴収基準額の改定について	（S54. 6～S54. 9）
心身障害者（児）の生涯に係る地域療育システムの在り方について	（S56. 8～S60. 3）
21世紀に向けての地域社会における老人福祉対策の在り方について	（S61. 8～H 1.10）
福祉サービスとしての住宅支援対策の在り方について	（H 4. 3～H 5. 3）
大和市児童育成計画について	（H 9. 2～H10. 1）
大和市公立保育園民営化基本計画（案）について	（H18. 7～H18.10）
大和市地域福祉計画（第3期）素案について	（H21.11～H22. 2）
大和市地域福祉計画（第4期）素案について	（H25.11～H26. 1）
大和市社会福祉会館条例を廃止する条例の制定について	（H27. 7～H27. 7）
大和市地域福祉計画（第5期）案について	（H30.11～H31. 2）
大和市地域福祉計画（第6期）案について	（R 6.11～R 6.12）

（地域福祉係）

(2) 地域福祉施策推進事業

ア. 地域福祉計画の推進

◎ 地域福祉計画とは

社会福祉法に基づく地域福祉計画として、各対象者別個別計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「こども計画」「自殺総合対策計画」）を実施するにあたり、重要となる地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組む共通の方向性を示している。

	第 5 期計画	第 6 期計画
計画期間	令和元年度～令和 6 年度 (6 年間)	令和 7 年度～令和 11 年度 (5 年間)
目指す姿	つ な が り が 生 み 出 す 豊 か な 暮 ら し ～ 一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる ～	
施策体系	基本目標 1 一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち 個別目標 1 支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます 個別目標 2 相談体制を整え情報提供を充実します 個別目標 3 包括的な支援体制を整えます 個別目標 4 権利擁護の仕組みづくりを推進します 基本目標 2 一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いに支えあうまち 個別目標 5 福祉への理解と関心を高めます 個別目標 6 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します 個別目標 7 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります 個別目標 8 地域福祉活動団体との連携をすすめます	基本目標 1 一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち 個別目標 1 包括的な相談支援体制を整えます 個別目標 2 一人ひとりに合った適切な支援を行います 基本目標 2 一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いに支えあうまち 個別目標 3 福祉への理解と関心を高めます 個別目標 4 地域福祉活動の担い手を確保し連携を強化します 基本目標 3 一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち 個別目標 5 孤立させない地域づくりを推進します 個別目標 6 地域での健康づくりを支援します

イ. 福祉有償運送に対する支援

(ア) 大和市福祉有償運送運営協議会

道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保、必要性及び課題並びに輸送の安全、旅客の利便の確保に関する事項を協議するため 10 名の委員で構成されている。

	5	6	7
開催回数	2	2	3
協議件数	2	2	5

※道路運送法第 79 条 登録事業者数：4NP0 法人

(イ) 福祉有償運送運転者講習会

福祉有償運送の担い手確保に向け講習会を実施。

	6	7
実施回数	2	2
受講者数	43	37

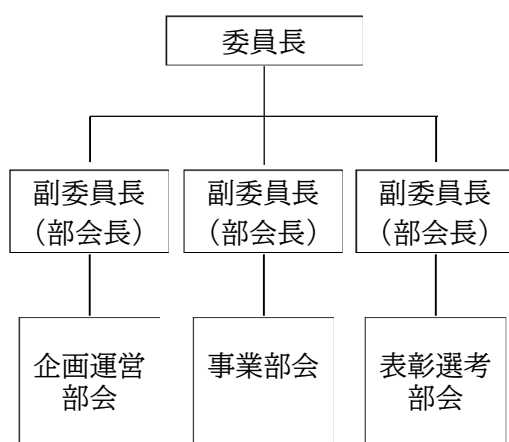
(地域福祉係)

3. 地域福祉推進事業

(1) 「福祉の日」推進事業

本市は昭和50年12月25日に、全国に先がけて社会福祉のより一層の発展充実をめざし、地域住民の連帯感に基づく深い理解と協力を得るために、すべての市民がお互いに福祉について考え、反省する日として毎年10月15日を「福祉の日」と定めている。

それを受けて昭和51年5月28日に要綱を定め、大和市「福祉の日」推進委員会を発足させ、また同年10月15日には、シンボルマークを制定し、平成15年度には、「大和市福祉推進委員会」と組織名を改称した。大和市福祉推進委員会は、市議会議員、医師会及び歯科医師会、自治会連絡協議会、社会福祉団体、農業及び商工会議所の関係団体の代表者等38名から成り（任期2年）、平成24年度から企画運営部会・事業部会・表彰選考部会の3部会に分かれ、部会ごとに活動している。



① 市民と行政による「福祉の心」の啓発

- ・大和市民まつりにおける啓発活動
- ・「福祉の日」の集いの開催

② 学校等との連携による福祉教育

- ・福祉作文集の募集
- ・夏休み福祉体験チャレンジ学習の実施（社会福祉協議会と共催）
- ・高齢者疑似体験セット、妊婦疑似体験セット及び車いすを活用した体験プログラムの実施

③ 地域住民による地域での啓発活動の支援

- ・子ども福祉フェスタの開催（子ども会連絡協議会と共催）
- ・地域福祉事業への後援、協力



3つの円は、国、市、住民と人間の和を強調し、3つの若葉はお互いの手を表わし、これからの社会福祉を育てるという意味を象徴している。

また、「Y」の文字は、大和市の頭文字を型どり、大和市の福祉発展を表徴させたものである。白の地に、円の部分はだいたい色とし、若葉の部分は緑色とする。

大和市「福祉の日」シンボルマーク

（地域福祉係）

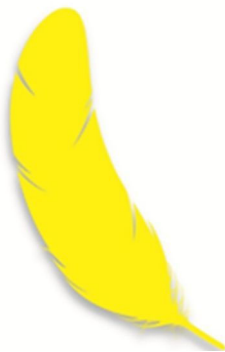
(2) 社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動であり、本市においても推進委員会を構成し事業を実施している。

本委員会は市長が委員長を務め、次の各団体から1人ずつ（保護司会は2人）と行政の職員3人の計18人で構成されている。

保護司会	社会福祉協議会	P T A連絡協議会
更生保護女性会	小学校長会	子ども会連絡協議会
人権擁護委員会	中学校長会	母親クラブ連絡協議会
自治会連絡協議会	青少年指導員連絡協議会	大和警察署
民生委員児童委員協議会	青少年相談員連絡協議会	

毎年7月がこの運動の強調月間となっており、街頭キャンペーンを始め横断幕の設置、ポスター掲示、リーフレットの配付などの啓発活動を展開している。



「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルとして使用されている。

更生保護のシンボルマークであるヒマワリの黄色と、映画「幸福の黄色いハンカチ」から着想を得て考案したものである。

幸福の黄色い羽根

（地域福祉係）

(3) 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の推薦は、民生委員法に基づいて市に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、県に設置された民生委員審査専門分科会の答申を参考に県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。

民生委員推薦会の委員は、① 市議会議員 ② 民生委員・児童委員 ③ 社会福祉事業の実施に関係ある者 ④ 社会福祉関係団体の代表者 ⑤ 教育関係者 ⑥ 学識経験者 ⑦ その他市長が必要と認めた者の各区分からそれぞれ1人又は2人（計12人）を市長が委嘱しており、民生委員推薦会は、民生委員・児童委員の任期満了又は欠員発生時に随時開催される。

（地域福祉係）

(4) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員とは、民生委員法、児童福祉法に基づいて設置された地域の奉仕者であり、任期は3年とし、厚生労働大臣から委嘱を受け、全国の市町村に配置されている。その主な活動としては、住民の立場に立って、経済的に困っている人、あるいは児童・障害者・高齢者・母子家庭や父子家庭等で問題を抱えている人たちの相談に応じ、また行政とのパイプ役として必要な情報の提供や援助を行っている。

本市には、244人（令和8年5月1日現在）の民生委員・児童委員が11地区の協議会に分かれ、地域に根ざした活動を行っている。また、そのうち17人は主任児童委員であり、児童に関する事項を主に担当する役割を持ち、「心身共に豊かな子どもの育成」を目指して活動を展開している。

（地域福祉係）

① 民生委員・児童委員の地区割と構成人員

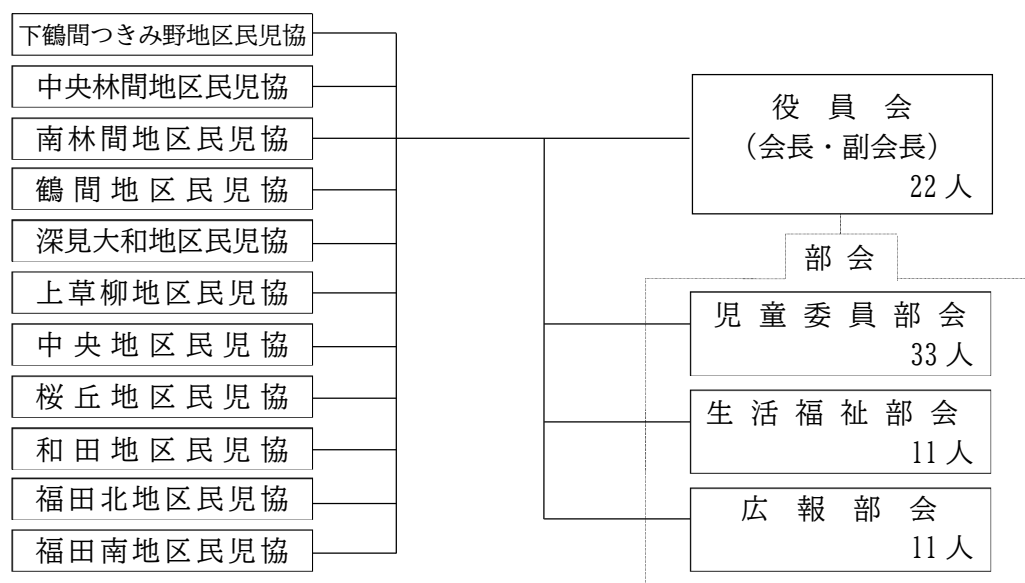


地区民生委員児童委員協議会の委員構成等内訳

区分 地区 民児協名	委員定数 ()内は主任児童委員数	世帯数 ※1
下鶴間つきみ野地区	35 (2)	18,577
中央林間地区	28 (2)	15,429
南林間地区	34 (2)	15,756
鶴間地区	28 (2)	11,645
深見大和地区	27 (2)	15,365
上草柳地区	18 (2)	8,146
中央地区	23 (2)	9,426
桜丘地区	14 (2)	4,960
和田地区	25 (2)	6,753
福田北地区	20 (2)	7,448
福田南地区	25 (2)	10,781
合 計	277 (22)	124,286

※1 令和8年5月1日現在 民生委員選任割当表を参考に作成

② 大和市民生委員児童委員協議会組織図



社会福祉

③令和 7 年度地区協議会別活動状況

相談・支援

(単位：件)

	下鶴間 つきみ野	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計	
内 容 別	在宅福祉	6	5	14	3	9	70	49	7	3	4	5	175
	介護保険	7	16	15	7	12	12	7	17	4	4	6	107
	健康・保健医療	5	23	12	5	12	51	2	1	9	24	2	146
	子育て・母子保健	10	80	0	1	0	10	4	0	4	0	0	109
	子どもの地域生活	19	6	2	6	2	10	2	2	0	0	10	59
	子どもの教育・学校生活	0	4	2	2	1	2	4	3	0	2	1	21
	生活費	0	3	7	4	0	24	1	1	0	3	2	45
	年金・保険	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	5
	仕事	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	4
	家族関係	1	11	5	2	6	14	8	9	7	15	5	83
	住居	1	2	5	1	1	2	0	2	1	0	4	19
	生活環境	5	10	23	17	11	48	2	27	3	22	21	189
	日常的な支援	15	58	19	131	30	173	161	59	10	33	36	725
	その他	20	62	142	43	79	102	115	93	108	47	18	829
合計	89	280	247	222	163	521	355	221	154	154	110	2,516	
分 野 別	高齢者に関すること	54	145	107	169	130	421	308	150	121	115	89	1,809
	障害者に関すること	1	7	6	0	5	16	23	12	1	5	1	77
	子どもに関すること	29	107	4	9	5	20	12	12	5	3	12	218
	その他	5	21	130	44	23	64	12	47	27	31	8	412
合計	89	280	247	222	163	521	355	221	154	154	110	2,516	

その他の活動

(単位：件)

	下鶴間 つきみ野	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
調査・実態把握	209	229	109	209	222	80	158	169	98	83	139	1,705
行事・事業・会議への参加・協力	465	685	470	900	750	611	449	343	383	739	639	6,434
地域福祉活動・自主活動	915	486	481	729	165	635	1,050	419	892	633	1,192	7,597
民児協運営・研修	1,275	1,048	1,033	1,224	1,371	609	708	535	1,024	1,116	1,325	11,268
調査事務	8	3	38	15	7	6	20	18	8	2	13	138
要保護児童の発見の通告・仲介	0	7	1	0	0	5	6	0	1	0	0	20

訪問回数

(単位：件)

	下鶴間 つきみ野	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
訪問・連絡活動	1,376	1,722	3,334	1,018	1,876	812	1,623	1,558	2,300	2,696	2,421	20,736
その他	12,832	2,498	1,629	419	527	598	1,092	1,240	893	2,404	408	24,540

連絡調整回数

(単位：件)

	下鶴間 つきみ野	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
委員相互	1,557	1,064	1,051	1,699	729	1,247	789	313	3,860	1,835	1,894	16,038
その他の関係機関	1,078	585	595	757	359	249	268	254	712	1,539	574	6,970

活動日数

(単位：件)

	下鶴間 つきみ野	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
活動日数	3,401	2,795	3,626	3,565	2,850	2,605	2,930	1,938	3,784	3,531	3,476	34,501

総括一覧表による対象者状況

(令和7年9月1日現在) (単位:件)

	下鶴間 つきみ野	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
高齢者	152	458	1,938	197	228	149	169	815	127	1,026	196	5,455
身体障害者	22	52	99	45	49	28	58	59	16	465	23	916
知的障害者	1	6	20	6	7	3	9	8	2	18	6	86
精神障害者	2	1	7	3	2	1	5	2	2	12	2	39
児童	1	0	4	11	14	0	2	4	9	3	0	48
ひとり親	0	11	6	12	2	2	4	2	2	7	1	49
外国籍	0	0	3	2	0	0	0	0	13	0	1	19
その他	2	0	334	261	97	63	10	81	3	167	133	1,151
主任児童委員把握分	0	35	0	0	11	0	5	0	2	0	0	53
合計	180	563	2,411	537	410	246	262	971	176	1,698	362	7,816

※総括一覧表とは、個々の民生委員・児童委員が把握した支援対象者を地区民生委員児童委員協議会ごとに集計するためのものです。

(5) 保護司会

保護司とは、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、実質的には地域社会の代表として選ばれた社会的信望の厚い民間篤志家である。犯罪の予防活動、犯罪者の更生保護等に従事すると共に、地域社会の福祉増進に寄与することを目的として更生保護思想の宣伝普及、研修会・講演会等を実施する。

大和市と綾瀬市の2市を保護区とし、44人の保護司により法定保護司会である「大和・綾瀬保護司会」が組織されている。(令和8年4月1日現在、大和・綾瀬保護司会大和地区会27人)

(地域福祉係)

(6) 更生保護女性会

更生保護女性会とは、女性の立場から犯罪や非行をなくし、次代を担う青少年の健全な育成に努めると共に、過ちに陥った人たちの立ち直りを助け、誰もが人間らしく尊厳を持って、いきいきと暮らせる明るい社会作りの実現を目指すボランティア団体である。

(地域福祉係)

4. 福祉団体の育成

(1) 戦没者遺族会

現在約110人の会員がおり、英霊顕彰・会員相互の親睦と遺族福祉の増進を目的とし、全国・県・市戦没者追悼式をはじめ各行事への参加、会員の生活相談や相互の援護関係情報交換等の活動を行う。

(地域福祉係)

5. 戦没者・戦傷病者等の援護

(1) 戦没者・遺族等の援護

本市の戦没者は666柱、戦没者等遺族に対する援護業務として国では、扶助料・遺族年金・遺族給与金・弔慰金等の支給、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻及び父母に対する特別給付金の裁定支給、戦没者の叙位叙勲、また、今日なお外地に在留する邦人の消息究明並びに帰還の促進等の施策を行う。

本市においては、上記の諸給付金等の受付事務を法令等の規定により行っている。

(地域福祉係)

本市における戦没者の戦没地域状況

(単位：柱)

地域 区分	ソ 連 地 区	朝 鮮	中 国			イ ン ド	ビ ル マ	イン ド ネ シア	フィ リ ピ ン	ニュー ギ ニア	台 湾	マ リ ア ナ 諸 島	その他 南洋 地域
			北 支	中 支	満 州								
陸 軍	23	10	30	53	31	6	30	7	137	49	12	31	35
海 軍	1	1	2	2	0	0	1	0	25	8	3	4	25
合 計	24	11	32	55	31	6	31	7	162	57	15	35	60

地域 区分	硫 黄 島	沖 縄	県 内	県 外	地域 不明者	合 計
陸 軍	11	32	15	30	24	566
海 軍	11	4	8	4	1	100
合 計	22	36	23	34	25	666

資料：昭和55年本市遺族会名簿

援護事務の状況（昭和39年1月7日閣議決定、39年より実施）

(単位：件)

	5	6	7
第12回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (請求期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日)	—	—	293
第30回 戦没者等の妻に対する特別給付金 (請求期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日)	4	0	0
第13回 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 (請求期間：令和3年10月1日～令和6年9月30日)	0	0	—
合 計	4	0	293

(2) 戦傷病者等の援護

戦傷病者等の援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法により、傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法によって、療養の給付・葬祭費の支給・補装具の支給及び修理・JR 無賃乗車券の交付等の措置がとられている。

本市における戦傷病者手帳所持状況

(単位：人)

	5	6	7
手帳所持者数	2	2	0

(神奈川県生活援護課)

(3) 戦没者追悼式

本市では、戦没者を追悼し恒久平和を祈念するために、毎年秋に遺族、市民を対象に実施する。

(地域福祉係)

6. 保健福祉基金

寄附金を積み立て、保健福祉の増進を図る事業に充てる。

保健福祉基金額 99,004,031 円 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

令和 7 年度保健福祉基金積立金 13,764,608 円 (うち寄附金 69 件 13,379,908 円)

令和 7 年度中取り崩し額 15,105,552 円

(福祉総務課政策調整係)

7. 災害援助

(1) 災害弔慰金等の支給

大規模災害により死亡した市民の遺族に対する弔慰金(250～500 万円)、負傷者又は障害を受けた方に対する見舞金(125～250 万円)の支給、被災世帯に対する災害援護資金(150～350 万円)の貸付を行う。

(5 年度 0 件、6 年度 0 件、7 年度 0 件)

(地域福祉係)

社会福祉

(2) 災害見舞金等支給事業

暴風、豪雨、地震その他の自然災害により死亡した市民の遺族に対する弔慰金、被災者に対する見舞金を支給する。

見舞金等分類表（大和市）

（令和8年4月1日現在）

	被害の区分	見舞金等の額（円）	
見舞金	全焼・全壊	1人世帯	55,000
		2人以上の世帯	75,000
	半焼・半壊	1人世帯	20,000
		2人以上の世帯	30,000
	床上浸水等	1人世帯	15,000
		2人以上の世帯	25,000
	負傷	21日以上60日未満の入院	50,000
		60日以上入院	100,000
弔慰金	死亡	世帯主	1,000,000
		世帯主以外の世帯の構成員	500,000

※「世帯主」とは、死亡当時その属する世帯の生計を主として維持していた者

見舞金等支給状況

（単位：件）

		5	6	7
全焼・全壊	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
半焼・半壊	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
床上浸水等	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
負傷	21日以上60日未満の入院	0	0	0
	60日以上入院	0	0	0
死亡	世帯主	0	0	0
	世帯主以外の世帯の構成員	0	0	0
計		0	0	0

（地域福祉係）

8. 日本赤十字社

赤十字社は特殊法人で、会員をもって組織され、その運営費は会員の会費によりまかなわれている。人道と博愛の精神を基に、明るく住みよい社会を築くため、さまざまな活動を行う。

(1) 赤十字会員増強運動の実施

赤十字に課せられた使命を遺憾なく遂行していくために市民の理解と協力を求めて、赤十字の人道的事業に参加しようとする気運を盛り上げることにより、赤十字組織の根幹である会員制度の普及及び加入の促進を図る。

会費状況

	5	6	7
実績額（円）	14,575,183	14,198,284	12,859,000

(2) 災害救護

災害発生時や火災等の被災者救護活動として、救護物資（半焼、半壊以上の火災の場合）の配布、見舞金等の支給を行う。また、災害義援金を募集する。

見舞金等分類表（大和市地区）

（令和8年4月1日現在）

	被害の区分	見舞金等の額（円）	
見舞金	全焼・全壊・流出	1人世帯	20,000
		2人から4人世帯	30,000
		5人以上の世帯	50,000
	半焼・半壊	1人世帯	10,000
		2人から4人世帯	20,000
		5人以上の世帯	30,000
	消火活動による水損	1世帯につき	10,000
	重 傷	1人につき	20,000
	その他地区長が認めた時	1世帯につき	5,000
弔慰金	死 亡	1人につき	100,000

見舞金等支給状況

（単位：件）

		5	6	7
全焼・全壊・流失	1人世帯	0	1	1
	2人以上の世帯	1	1	0
	店舗等	0	0	0
半焼・半壊・床上浸水	1人世帯	1	0	1
	2人以上の世帯	2	0	1
	店舗等	0	0	0
水 損		0	0	1
計		4	2	4

（単位：件）

	5	6	7
重 症	0	0	1
死 亡	0	1	4
計	0	1	5

(3) 赤十字講習会の開催

日赤講師により行われるもので、正規及び短期講習会がある。

- ① 救 急 法 ケガ人や病人を医師に見せるまでの応急手当を学ぶ。
 - ② 幼 児 安 全 法 子どもに起こりやすい病気への対応と事故の手当を学ぶ。
 - ③ 健康生活支援 健康的な高齢期を迎えるための知識や高齢者の自立を促す介護方法を学ぶ。
- 本地区では主に短期講習会の開催を地域に呼びかけ、開催を促進する。

講習会参加状況 (単位：人)

	5	6	7
救急法	37	34	30
幼児安全法	8	14	7
健康生活支援	—	—	—

(4) 赤十字奉仕団の育成

① 大和市赤十字奉仕団（平成 7 年 3 月 10 日結成）

現在 33 人の団員がおり、市防災訓練参加、献血事業協力、義援金募集活動の展開並びに救急法や家庭看護法などの自主研修会を開催し、団員の資質向上を図り、地域における赤十字事業（会費募集活動等）への理解と協力を求めるため、日赤思想の普及啓発に重点を置き事業を展開する。

② 大和市災害救護赤十字奉仕団（平成 7 年 3 月 10 日結成）

現在 25 人の団員がおり、災害時における救護活動の展開と地域における防災意識の向上を図ることを目的とし、救急員養成、市防災訓練への参加協力等の活動を実施。

③ 大和市点訳赤十字奉仕団（平成 7 年 3 月 10 日結成） ※神奈川県支部直轄の特別奉仕団
赤十字精神に基づき視覚障がい者の福祉向上に寄与することを目的とし、点訳活動を実施。

(5) 協力団体への助成

赤十字会員増強運動の会員募集活動、日赤思想の啓発活動等の協力団体へ助成金を支給する。

令和 7 年度助成金支給状況

協力団体名	開始年度	助成金額（円）
大和市自治会連絡協議会	昭和 54 年 4 月	600,000
大和市赤十字奉仕団	平成 7 年 4 月	100,000
大和市災害救護赤十字奉仕団	平成 7 年 4 月	50,000

(地域福祉係)

9. 婦人保護事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、配偶者からの暴力や困難な問題を抱える女性の早期発見に努め、必要な相談、指導、援助を行う。

	5	6	7
相談実人数	429	467	547

(生活援護課)

10. 中国残留邦人等支援事業

(1) 支援給付制度

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等の生活の安定を図るため、その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に生活支援給付を行う。

支援給付対象世帯 : 6 世帯 (地域福祉係)

(2) 支援・相談員

中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」を置く。(毎週金曜日)

(地域福祉係)

11. 災害時避難行動要支援者対策事業

平成 25 年度の災害対策基本法一部改正により、これまでの「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」と改称した上で、引き続き平常時から要支援者の情報を把握し、地域とその情報を共有して、災害時における要支援者の安否確認や避難支援等の取り組みを推進する。

対象者は、次のいずれかに該当する方で、避難行動への支援を必要とし、個人情報の提供に同意した在宅の方。

- ① 70 歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が 70 歳以上の高齢者世帯
- ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方
- ③ 療育手帳 A1、A2 の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ⑤ 介護保険法の要介護度 3～5 の方
- ⑥ 難病指定を受けている方、医療機器を使用している方
- ⑦ その他支援が必要と判断される方（申し出により登録）

各年度に実施した避難行動要支援者の調査等の送付数と支援希望者数 (単位：人)

		5	6	7
調 査 数		3,276	3,100	4,125
名簿共有同意者の内訳	同意者合計	139	203	152
	高齢者他 上記①⑥⑦	45	91	33
	障がい者 上記②③④	36	50	44
	要介護認定者 上記⑤	58	62	75

避難行動要支援者（同意者数内訳） (単位：人)

	令和 8 年 4 月 1 日現在
対象者数	22,996
同意者合計	3,014
高齢者他 上記①⑥⑦	1,301
障がい者 上記②③④	1,051
要介護認定者 上記⑤	662

避難行動要支援者名簿共有地区数 149 地区（全 151 地区）

※ 同意者の内訳については、区分を重複する対象者がおり、高齢者他＜障がい者＜要介護認定者の順で集計。
(地域福祉係)

1 2. 社会福祉法人認可等事務

主たる事務所が市の区域内にあり、かつ、事業を本市の区域内のみで行う社会福祉法人の所轄庁として、所管する法人を適切に指導監督する。

	5	6	7
社会福祉法人数	17	16	16
設立認可件数	0	0	0
定款変更等件数	2	1	2
指導監査件数	5	3	8

(福祉総務課政策調整係)

1 3. 成年後見制度利用促進事業

高齢化の進行などに伴い、成年後見制度のニーズが今後一層高まることから、制度の利用促進を図るため令和 6 年 4 月に大和市成年後見支援センターを設置した。同センターでは、制度の広報や、市民や支援者等からの相談を受けるほか、制度の担い手である市民後見人の養成を行う。

令和 8 年 4 月 1 日現在、市民後見人は 6 名。

	6	7
センター広報活動回数 (訪問・勉強会等)	177	93
センター相談受付件数	645	981

(地域福祉係)

1 4. こもりびと支援事業

こもりびと当事者や家族が抱える悩みや不安などについて、こもりびとコーディネーターが相談を受け付け適切な制度の案内、相談機関への取り次ぎなどを行うことによって、社会的な孤立の解消を目指す。

大和市では、いわゆる「ひきこもり」の方々に寄り添いたいとの思いから、より温かみのある「こもりびと」という呼称を使う。

※包括支援係は、令和 6 年度に新設。

	5	6	7
延べ相談件数	549	719	862

(包括支援係)

15. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業

エネルギーや食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい世帯の生活・暮らしを支援する。

令和6年度の支給状況

	基準日	支給世帯（人）数
① 住民税非課税世帯等に対する追加給付事業 (1世帯当たり7万円)	令和5年12月1日	511世帯
② 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり10万円)	令和5年12月1日	2,475世帯
③ ①、②へのこども加算給付 (1人当たり5万円)	令和5年12月1日	407人
④ 令和6年度新たな住民税非課税・均等割りのみ課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり10万円)	令和6年6月3日	3,986世帯
⑤ ④へのこども加算給付 (1人当たり5万円)	令和6年6月3日	748人
⑥ 定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対する給付事業 (1人当たり最大4万円)	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 令和6年6月3日	37,060人
⑦ 住民税非課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり3万円)	令和6年12月13日	20,227世帯
⑧ ⑦へのこども加算給付 (1人当たり2万円)	令和6年12月13日	2,556人

※①、②、③については、令和5年度からの繰越事業。

※⑦、⑧については、令和7年度に繰越のうえ事業を継続する。

令和7年度の支給状況

	基準日	支給世帯（人）数
① 定額減税しきれなかった納税義務者に対する給付事業 (1人当たり最大4万円)	実施主体決定日 令和7年1月1日 事務処理基準日 令和7年6月2日	23,059人
② 住民税非課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり3万円)	令和6年12月13日	1,775世帯
③ ②へのこども加算給付 (1人当たり2万円)	令和6年12月13日	248人

(給付金係)